

EU「一般データ保護規則 (GDPR)」の適用開始

欧州連合 (European Union、以下「EU」といいます。)の新しい個人データ保護法である「一般データ保護規則」(General Data Protection Regulation(以下 GDPR))が、2018 年 5 月 25 日から、欧州経済領域 (European Economic Area、以下「EEA」といいます。)(注 1)で適用開始されます。GDPR は、EEA 域内において個人データを「処理」する場合、および個人データを EEA 域内から域外へ「移転」する場合に、満たすべき法的要件を規定した法律です。個人データの保護について、これまで EEA 各国は自国の法律を適用していましたが、今後この規則が適用されることとなります。

GDPR に違反すると、後述の厳しい行政罰が課せられることもあります。EEA 域内に拠点(注 2)のある企業様では、既に GDPR への対応をお進めのことと思いますが、本 Topics では、GDPR のあらましや、対応への取組にあたりご参考となると思われる事項などについてご案内いたします。

1 GDPR 適用の対象

(1) 個人データ

GDPR の保護対象となる個人データとは、EEA 域内に所在する個人(国籍や居住地を問いません。)の個人データをいいます。したがって、EEA 域内の拠点に在籍する従業員の個人データだけではなく、EEA 域内への出張者や同域内に配船される船舶の乗組員の個人データなども、EEA 域内に所在するものは対象となります。また、日本から EEA 域内に移転した個人データも対象となりますので、このようなデータについても、GDPR の規定にしたがい「処理」や域外への「移転」を行う必要があります。

(2) 個人データの「処理」

GDPR の対象となる個人データ処理とは、次のものをいいます。

- EEA 域内のデータ管理者または処理者の拠点の活動に関連して行われる個人データの処理(処理の行われている場所は、EEA 域内・域外を問いません。)
- EEA 域内に拠点のない管理者または処理者による EEA 域内に所在するデータ主体(注 3)の個人データ処理で、次に該当するもの(域外適用)
 - ① EEA 域内に所在するデータ主体に対する商品またはサービスの提供(データ主体への支払請求の有無を問いません。)に関する処理
 - ② EEA 域内で行われるデータ主体の行動の監視に関する処理

したがって、EEA 域内に拠点のない企業様でも、EEA 域内への出張者や同域内に配船される船舶の乗組員の個人データなどの処理が対象となることがあります。

(3) 個人データの EEA 域内から域外への「移転」

個人データの移転について、GDPR では明確な定義がありませんが、個人データを電子メールによって EEA 域内から域外(例えば、日本)へ送信することなどが該当します。

2 GDPR に違反した場合の行政罰

企業が GDPR へのコンプライアンス対応を行わずに、すなわち法的要件を満たさずに、個人データの処理や移転を行うと、行政罰(制裁金)が課せられる可能性があります。その制裁金は、義務違反の性質や期間などの類型ごとに次の 2 種類が定められています。

- ① 最大 1,000 万ユーロ(約 13 億円)または企業の全世界年間売上高の 2%以下のいずれか高い方(企業以外の場合は 1,000 万ユーロ以下) 第 83 条(4)

義務違反の類型の例

- ✓ GDPR の要件を満たすために適切な技術的・組織的な対策を実施しなかった、またはそのような措置を実施しない処理者を利用した場合(第 25 条、第 28 条)
- ✓ 責任に基づいて処理行為の記録を保持しない場合(第 30 条)など 10 類型

- ② 最大 2,000 万ユーロ(約 26 億円)または企業の全世界年間売上高の 4%以下のいずれか高い方(企業以外の場合は 2,000 万ユーロ以下) 第 83 条(5)

義務違反の類型の例

- ✓ 個人データの処理に関する原則を遵守しなかった場合(第 5 条)
 - ✓ 適法に個人データを処理しなかった場合(第 6 条)
 - ✓ 同意の条件を遵守しなかった場合(第 7 条)
- など 7 類型

3 GDPR の法的要件への対応

(1) 個人データの処理

a. 法的要件への対応

対応が求められる事項および具体的な取組内容は、次のとおりです。

説明責任 第 5 条(2)	・適法な個人データ処理の要件(下記b. 参照)をはじめとする GDPR の要件の確実な遵守とその実証
遵守実行の実証 第 24 条～第 30 条 第 37 条～第 39 条	説明責任以外に ・内部記録 ・データ保護責任者の選定 ・設計によるまたは初期設定によるデータ保護 ・影響評価および監督機関との事前相談
個人データのセキュリティに関する義務 第 14 条(12) 第 32 条～第 36 条	・適切なセキュリティ措置の実施 ・個人データが侵害された場合に、一定の条件に合致するときの監督機関およびデータ主体への通知
データ主体の権利の尊重 第 12 条～第 22 条	・データ主体の権利(情報権、アクセス権、訂正の権利、削除権、制限権、データポータビリティの権利、異議権、自動化された個人の判断に関する権利)の尊重とその円滑な行使

b. 適法な個人データ処理の要件 第 5 条第 1 項

- (a) 個人データを処理するにあたり、データ管理者は次の 6 原則を遵守する義務を負っています。

適法性、公平性 および透明性の原則	個人データは、適法、公平かつ透明性のある手段で処理されなければならない。
目的の限定の原則	個人データは、識別された明確・適法な目的のために収集されるものでなければならない。これらとは無関係の方法で更なる処理を行ってはならない。
個人データの最小化の原則	個人データは、処理を行う目的の必要性に照らして、適切であり、関連性があり、最小限に限られていなければならない。
正確性の原則	個人データは正確であり、必要な場合には最新に保たれなければならない。
保管の制限の原則	個人データは、当該個人データの処理の目的に必要な範囲を超えて、データ主体の識別が可能な状態で保管してはならない。
完全性および機密性の原則	個人データは、当該個人データの適切なセキュリティを確保する方法で取り扱われなければならない。当該方法は、無権限の、または違法な処理に対する保護および偶発的な滅失、破壊、または損壊に対する保護も含むものとし、個人データの適切なセキュリティが確保される形で処理されなければならない。

(b) データ管理者または処理者は、GDPR 第 6 条第 1 項に規定された 6 項目のいずれかに該当しない場合には、個人データの処理を適法に行うことができません。

「データ主体による自己の個人データ処理に関する同意」以外の項目は、「ある目的のために処理が必要なケース」と規定されており、特定のケースに適用されるものとなっています。したがって、企業の従業員や顧客の個人データを処理する場合、データ主体の合意を取得することが一般的であり、適正な方法で同意を取得し、その記録を保管する必要があります。

GDPR 第 6 条第 1 項

- ・ データ主体が 1 つ以上の特定の目的のために、自己の個人データの処理に同意を与えた場合
- ・ データ主体が当事者となっている契約の履行のために処理が必要な場合、または契約の締結前のデータ主体の求めに応じて手続きを履践するために処理が必要な場合
- ・ 管理者が従うべき法的義務 (EU 法または EU 加盟国法の法的義務) を遵守するために処理が必要な場合
- ・ データ主体または他の自然人の重大な利益を保護するために処理が必要な場合
- ・ 公共の利益、または管理者に与えられた公的権限の行使のために行われる業務の遂行において処理が必要な場合
- ・ 管理者または第三者によって追及される正当な利益のために処理が必要な場合。ただし、データ主体の、特に子どもがデータ主体である場合の個人データの保護を求める基本的権利および自由が、当該利益に優先する場合を除く

(2) 個人データの移転の法的要件への対応

欧州委員会からデータ保護に関する十分性のある国(注 3)との決定を受けていれば、さらなる対策を講じることなく、個人データをその国に移転することができます。しかし、日本は、2018 年 4 月 1 日時点でまだその決定を受けていないため、EEA 域内から日本へ個人データを送付することは原則として違法です。個人データの保護措置を講じて適法化することが必要となります。

適法化の方法として、標準契約条項 (Standard Contractual Clause、以下「SCC」といいます。)、拘束的企業準則 (Binding Corporate Rules、以下「BCR」といいます。)、認証制度、行動規範などがありますが、SCC または BCR による適法化が一般的です。

SCC とは、欧州委員会によって決定された契約書のひな型であり、両当事者間でこのひな形を使ってデータ移転契約を締結することで、適正な保護措置を提供し、データ移転を適法化させるものです。現状では多くの日本企業は、EEA 域内から域外へ個人データを移転するにあたり、SCC を網羅的に締結しています。

BCR は、「EEA 域内の企業の拠点から域外の企業の拠点への個人データの移転に関する事業者の内部方針」を定義する内部行動規範です。企業がデータ保護監査当局によって承認された BCR に従っている場合には、全世界において企業のグループ内での個人データ移動が可能となります。この方法は、グループ内だけの対応であり、監督当局による承認取得に時間と費用を要しますが、リスク軽減の観点からは有効な対策と言えます。

4 GDPR の特徴

GDPR は、「EU 基本権憲章」(これは、EU 法体系の根幹をなす法です。)において保障されている「個人データ保護に対する権利という基本的人権」の保護を目的とする法律です。この法律がこのような位置付けにあることから、違反時の制裁金が厳しいものとなっているものと思われます。

また、GDPR において個人データとして保護される対象に身体的、生理学的、遺伝子的な情報が含まれることは、日本の個人情報保護法と同様ですが、精神的、経済的、文化的、社会固有性に関する情報も含まれることは異なります。

GDPR が基本的人権の保護を目的とする法律であることや、その対象にこのような情報も含めていることは、古くから欧州ではプライバシーが尊重され、保護されるべきものであるとの考えが定着していることが背景にあるのではないのでしょうか。

GDPR は、このような背景から生まれた法律であることから、事業者等の取り締まり法規としての性格が強い日本の個人情報保護法とは異なる性格となっているものと思われます。

5 日本企業の GDPR への対応

2018年5月25日のGDPRの適用開始に向けて、EEA域内に拠点のある企業様はもちろん、拠点のない企業様でも対応の準備をお進めのことと思います。ここでは、今後一層の取組を予定されている企業様に、ご参考になると思われる事項を紹介いたします¹。

- EEA域内にある拠点だけで対応するのではなく、日本の本社も含めて対応策を検討・実施することが必要です。その場合に日本の本社のEEA域内拠点担当部門のみならず、法務、人事、総務、IT、コンプライアンス担当部門など全社一体となった対応が望ましいと思われます。
- 事案ごとに個別に対応するのではなく、企業全体として、GDPR対応に向けたデータ保護方針やデータ主体の同意取得方法などを策定することが必要です。
- そのためには、グループ全体の業務プロセスを俯瞰して、どこで対象となる個人データの処理・移転が行われているかなどについて、データ・マッピングなどによって把握して、対応策を検討・実施することが必要です。
- データの移転について、グループ外企業への移転が想定されないのであれば、適法化の方策として、上記のとおりBCRが有効です。

EEA域内に拠点が無い企業様でも、EEA各国と取引や従業員の出張があり、その個人データを処理・移転する場合は、GDPRの対象となります。特に海運・海事企業様では、EEA域内に配船される船舶の乗組員の個人データを処理・移転するケースとして、たとえば船員の傷害や疾病などのP&Iクレームの発生時の対応が考えられます。

また、EEA域内に拠点が無い場合、代理人を選定することが必要なこともあります。いずれにせよ企業グループが一体となって、法律事務所とも打合せのうえ対応することが重要となります。

以上

【用語の定義】

個人データ	識別されたまたは識別されうる自然人(データ主体)に関するすべての情報 例: 氏名、識別番号、所在地データ、メールアドレス、身体的、生理学的、精神的、経済的、文化的情報など
データ処理	自動的な手段であるか否かを問わず、個人データまたは個人データの集合に対して行われる、あらゆる単一または一連の作業 例: クレジットカード情報の保管、メールアドレスの収集、顧客の氏名の開示、全従業員の氏名・社内職務などのリスト作成
データ管理者 第4条(7)	単独または共同で個人データの処理の目的と手段を決定する者で、個人データの処理の適法性とGDPR違反に対する責任を負います。一般に拠点は、雇用者としての義務を遂行するために自社従業員の個人データを処理していることから、管理者に相当します。
データ処理者 第4条(8)	管理者を代理して、個人データの処理を行う自然人または法人です。管理者が自ら処理を行っていれば、管理者と処理者は一致します。
データ主体	個人データが関連する当該個人のことです。一般に管理者は、データ主体の同意を得たうえで、個人データを収集します。

¹ 「EUにおける「一般データ保護規則(GDPR)への企業対応」 東京海上日動リスクコンサルティング(株) p.6

(注 1)EU に加盟する 28 か国にアイスランド、リヒテンシュタインおよびノルウェイを加えた 31 か国です。

(注 2)子会社、支店、駐在員事務所等が該当します。

(注 3)アルゼンチン、カナダ(民間部門)、イスラエル、ニュージーランド、スイス、ウルグアイ、米国プライバシーシールドなどの 12 の国と地域が十分性ありと認められています。

【参考文献】

- ・「EU 一般データ保護規則(GDPR)に関わる実務ハンドブック(入門編)」(2016 年 11 月) 日本貿易振興機構(ジェトロ)ブリュッセル事務所、海外調査部・欧州ロシア CIS 課
- ・「EU における「一般データ保護規則(GDPR)への企業対応」 東京海上日動リスクコンサルティング(株)「リスクマネジメント最前線 2017/No.3」
- ・「EU 一般データ保護規則から感じるプライバシー保護の重要性」 TOKIO CLAIMS JOURNAL No.38

TOKIO MARINE Topics (本船事故情報)

(2018年2・3月発信分を掲載しております)

1. 2018年2月20日配信分

(1) 本船明細・航路・積載貨物

船名： “GLOVIS SPRING” (自動車運搬船、65,697 G/T、2016年建造)
船籍： マーシャル諸島
登録船主： GL NV 19 Shipping Inc (韓国)
航路： ベルギー・アントワープ(1.5 出帆)、ドイツ・エムデン、ハンブルク、ブレーマーハーフェン(各 1.6、1.7、1.10 出帆)イギリス・サザンプトン(1.12 出帆)、スペイン・サンタンデル(1.14 出帆)、エジプト・ポートサイド(1.23 出帆)、サウジアラビア・ジェッダ(1.26 出帆)、アラブ首長国連邦・ジュベラル(2.1 出帆)、シンガポール(2.11 出帆)→ 香港
積載貨物： 自動車

(2) 事故概要

- ・ 本船 GLOVIS SPRING は、2018年2月16日、西沙(パラセル)諸島沖で座礁した。
- ・ 専門救助業者のアーデントが LOF(ロイズオープンフォーム)で海難救助契約を結び、本船の救助作業をおこなっている。

(情報入手元: W.K.Webster、Clyde & Co)

2. 2018年3月6日および3月9日配信分

(1) 本船明細・航路・積載貨物

船名： “MAERSK SHANGHAI” (コンテナ船 110,632 G/T (TEU 10,055)、2016年建造)
船籍： リベリア
登録船主： Stovep Marine SA(イギリス)
航路： 中国・廈門(1.16 出帆)、台湾・高雄(1.17 出帆)、中国・深圳(1.20 出帆)、ベトナム・カイメップ(1.23 出帆)、シンガポール(1.26 出帆)、オマーン・サラサ(2.3 出帆)、アメリカ・ノーフォーク(3.3 出帆)→アメリカ・チャールストン
積載貨物： コンテナ貨物

(2) 事故概要

- ・ 2018年3月3日夜、本船“MAERSK SHANGHAI”は、嵐の中の強風荒波により、アメリカ・ノースカロライナ州オレゴンインレット沖約17海里的地点で、コンテナ約70本が本船から海上へ落下した。
- ・ 同船は、3月3日バージニア州ノーフォークを出港し、サウスカロライナ州チャールストンに向かう途上であった。
- ・ この事故は、先週末アメリカ東海岸を襲った強力なノーイスターと呼ばれる嵐によるものである。

=3月9日続報=

- ・ 本船“MAERSK SHANGHAI”は、アメリカ・チャールストンへ向かい、同港で損傷したコンテナを荷卸しする予定であったが、同港への接岸許可が得られなかった。多くのコンテナが損傷したことで、荷卸しや荷繰りに長時間要すると見込まれたことがその理由。
- ・ 同船は、その後チャールストンからバハマ・フリーポートへ向かった。フリーポートにて損傷したコンテナの荷卸しや本船上の荷繰りがおこなわれる見込みである。

(情報入手元: W.K.Webster、gCaptain)

3. 2018年3月22日および3月23日配信分

(1) 本船明細・航路・積載貨物

船名： “TOLTEN” (コンテナ船 88,586 G/T (TEU 8,004)、2012年建造)

船籍： リベリア

登録船主： Hapag -Lloyd AG (ドイツ)

航路： スペイン・バルセロナ、バレンシア (2.16&17 各出帆)、フランス・マルセイユ (2.23 出帆)、イタリア・ジェノバ (2.26 出帆)、マルタ・マルサックスロック (2.28 出帆)、エジプト・ディムアート (3.4 出帆)、サウジアラビア・ジェッダ (3.7 出帆)、アラブ首長国連邦・コアファックカーン、ジュベルアリ (3.15&17 各出帆) → パキスタン・カラチ

積載貨物： コンテナ貨物

船名： “HAMBURG BAY” (コンテナ船 71,786G/T (TEU 6,350)、2009年建造)

船籍： リベリア

登録船主： Lombard Corporate December 3 (イギリス)

航路： 中国・天津、青島、上海、寧波、深圳 (2.24、26、28、3.1&4 各出帆)、マレーシア・ポートケラン (3.10 出帆)、スリランカ・コロンボ (3.14 出帆) → パキスタン・カラチ

積載貨物： コンテナ貨物

(2) 事故概要

- ・ 2018年3月19日午前、パキスタン・カラチ港にて本船“TOLTEN”が接岸作業中に、既に接岸していた“HAMBURG BAY”に衝突した。
- ・ この衝突の結果、20本以上とみられるコンテナが両船から海中に落下し、港湾当局監督下で海没コンテナの回収が行なわれる。
- ・ 現在、衝突原因・損傷程度調査のため両船の検査がおこなわれている。
- ・ すべてのコンテナが回収されるまでコンテナターミナルの作業は停止すると報じられている。

＝3月23日続報＝

- ・ 衝突の結果、本船“TOLTEN”左舷側に積載のコンテナ21本がカラチ港の海中に落下した。
- ・ カラチ港湾当局によると、海没コンテナの回収作業は成功裡に3月21日に完了した。
- ・ 相手船“HAMBURG BAY”は3月21日15時30分同港を出港したが、本船“TOLTEN”は現在もバースで貨物積卸作業中である。
- ・ 当該コンテナターミナルは、一時的に業務休止はあったものの、通常稼働に戻っている。

(情報入手元：W.K.Webster、aritime Bulletin、JOC.COM)

(内容は、いずれも情報配信時点のものです)

船舶・貨物・運送の保険の情報サイト「マリンサイト」

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine_site/index2.html

TOKIO MARINE Topics (船舶)

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine_site/news/tokiomarine_topics/hull.html